

「喜多方市いじめ防止基本方針」について

喜多方市教育委員会

【作成の経緯と意図】

大津市中学2年生いじめ自殺事件（2011年10月11日に滋賀県大津市）

- 滋賀県大津市内の中学校の当時2年生の男子生徒がいじめを苦に自宅で自殺するに至った事件が起こった。
- 事件前後の学校と教育委員会の対応が問題視され、翌年には本事件が誘因となっていじめ防止対策推進法が国会で可決された。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月成立）

○ 趣 旨

- ・ いじめの早期発見及びいじめへの対処のための基本理念を策定する。
- ・ 国及び地方公共団体、学校、保護者等の責務を明らかにする。
- ・ いじめ防止等の対策の基本となる事項を定める。

喜多方市いじめ防止基本方針（平成28年3月策定）

○ 内 容

- ① いじめ防止基本方針策定に関する基本的な考え
- ② 基本政策
 - ア いじめ発生の未然防止
 - イ いじめ発生時の対応
- ③ 学校としての取組
- ④ 重大事態への対応

重大事態が発生

- (1) 学校だけで対応が困難な場合
→ 「いじめ問題対策委員会」（教育委員会が諮問）
- (2) 重大ないじめの発生
→ 「いじめ問題調査委員会」（市長が設置する第三者調査委員会）

〇〇小学校いじめ防止基本方針（各小・中学校で策定）

喜多方市いじめ問題対策連絡協議会の概要

1 設置のねらい

- (1) 市のいじめ防止基本方針についての共通理解を図り、各機関の役割や連携の在り方等について検討し、いじめ問題の対応の際に迅速かつ適切に連携を図ることができる体制をつくる。
- (2) 問題行動等の解決、再発防止に向け、関係機関の連携のあり方、機能を生かした役割について共通理解を図る。

2 連絡協議会の構成

喜多方市生徒指導協議会をベースに組織する。

【喜多方市生徒指導協議会】

- ・学識経験者
- ・喜多方市少年センター
補導員連絡協議会
- ・喜多方警察署
- ・市校長会
- ・喜多方市生徒指導協議会
- ・学校教育課

【喜多方市いじめ問題対策連絡協議会】

- ・学識経験者
- ・（警察）喜多方警察署
- ・（福祉）会津児童相談所
喜多方市少年センター補導員
連絡協議会
- 喜多方市保健福祉部子ども課
- ・（心理）喜多方市 S C、市 S S W
- ・（医療）喜多方市保健福祉部保健課
- ・（教育）喜多方市校長会
喜多方市生徒指導協議会
学校教育課、生涯学習課

【喜多方市いじめ問題対策委員会】

- ・学校教育の関係者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者（6人以内）

3 開催回数 年 2 回程度

【喜多方市いじめ問題調査委員会】

- ・市長が設置する第三者調査委員会

4 重大事態への対応

(1) 学校だけでは対応が困難な場合

- 「いじめ問題対策委員会」を編成し、教育委員会の諮問に応じて開催する。
 - ・ いじめ問題の事実関係を明確にするための調査、具体的な支援内容の検討等を行う。

(2) 重大ないじめの発生

- 市長は、必要があると認めるときは、「喜多方市いじめ問題調査委員会」を設け、再調査を行うことができる。